

(別表1)

第4条の補助金額については、次の表の算定基準により算出した額とする。

ただし、令和元年度追加分については、令和元年度以降も事業継続をする場合で、令和元年度に限るものとする。

(1) 訓練促進資金

(事業開始初年度)

算定基準
【貸付金】 次の①と②の合計額 ①135,000,000円 (300人×500,000円×0.9) ② (交付申請時の収支予算上の貸付予定額として提案した額) ×0.1
【事務費等】 7,200,000円又は交付申請時の収支予算上の1年分の事務費等として提案した額のいずれか低い方の額

(事業開始翌年度以降)

算定基準
【貸付金】 (交付申請時の収支予算上の貸付予定額として提案した額) ×0.1
【事務費等】 (7,200,000円又は交付申請時の収支予算上の1年分の事務費等として提案した額のいずれか低い方の額) ×0.1

(令和元年度追加分)

算定基準
【貸付金】 76,679,000円 (172人×495,343円×0.9) ※1,000円未満は切り捨て
【事務費等】 6,480,000円 (7,200,000円×0.9)

(2) 住宅支援資金

算定基準
【貸付金】 次の①と②の合計額 ①申請年度において本市が国庫補助金として受け入れる金額 ② (交付申請時の収支予算上の貸付予定額として提案した額) ×0.1
【事務費等】 7,200,000円又は交付申請時の収支予算上の1年分の事務費等として提案した額のいずれか低い方の額

(別表2)

第15条第1項の報告を受けたときの補助金額については、次の表の算定基準により算出した額とする

(1) 訓練促進資金

算定基準
【貸付金】 135,000,000 円 (300 人×500,000 円×0.9)
【事務費等】 (7,200,000 円又は交付申請時の収支予算上の1年分の事務費等として提案した額のいずれか低い方の額) ×0.9

(2) 住宅支援資金

算定基準
【貸付金】 申請年度において本市が国庫補助金として受け入れる金額
【事務費等】 7,200,000 円又は交付申請時の収支予算上の1年分の事務費等として提案した額のいずれか低い方の額×0.9

(別表3)

第15条第2項の報告を受けたときの補助金額については、次の表の算定基準により算出した額とする

(1) 訓練促進資金

算定基準
【貸付金】 第14条2項の実績報告の貸付実績額×0.1
【事務費等】 上半期分：(7,200,000 円と事務費等として上半期に支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1 下半期分：(7,200,000 円から当該年度の上半期分として交付した補助金額を減じた額と事務費等として下半期に支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1

(2) 住宅支援資金

算定基準
【貸付金】 第14条2項の実績報告の貸付実績額×0.1
【事務費等】 上半期分：(7,200,000 円と事務費等として上半期に支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1 下半期分：(7,200,000 円から当該年度の上半期分として交付した補助金額を減じた額と事務費等として下半期に支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1

(別表4)

第 15 条第 3 項の報告を受けたときの補助金額については、次の表の算定基準により算出した額とする

(1) 令和元年度訓練促進資金追加交付分

算定基準
【貸付金】 76,679,000 円 (172 人×495,343 円×0.9) ※1,000 円未満は切り捨て
【事務費等】 6,480,000 円 (7,200,000 円×0.9)

(2) 住宅支援資金

算定基準
【貸付金】 申請年度において本市が国庫補助金として受け入れる金額
【事務費等】 7,200,000 円又は交付申請時の収支予算上の 1 年分の事務費等として提案した額のいずれか低い方の額×0.9